

一般社団法人 熊本県バスケットボール協会
基本規程

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 組織
- 第 3 編 役員候補者選考
- 第 4 編 本協会加盟・登録等
- 第 5 編 計算等
- 第 6 編 旅費・謝金等
- 第 7 編 監事の報酬
- 第 8 編 倫理
- 第 9 編 規律
- 第 10 編 裁定
- 第 11 編 慶弔表彰
- 第 12 編 表彰
- 第 13 編 個人情報
- 第 14 編 改正
- 第 15 編 附則

第1編 総則

(趣旨)

第1条 本規定は、一般社団法人熊本県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の定款48条の規定に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(遵守義務)

第2条 当法人は、前条の事業を行うに際し、JBAの定款、基本規程及びこれらに付随する諸規程、国際バスケットボール連盟及びFIBA ASIAの諸規程、スポーツ仲裁機構及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁関連規則のほか、JBA、国際バスケットボール連盟、FIBA ASIA、スポーツ仲裁機構及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構の指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

第2編 組織

第1章 総則

(趣旨)

第3条 本篇の規定は、本協会の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第2章 会員及び社員

(会員の資格)

第4条 本協会には、次の会員を置く。

(1) 正会員

本協会の目的に賛同して入会した団体及び個人

(2) 賛助会員

本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

本協会に功労のあった個人又は団体で、社員総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員は、全県的に組織されたバスケットボールの競技団体である次のいずれかに所属するものとする。

学生連盟、(一社)熊本県バスケットボール協会U18部会、高等学校体育連盟、高等専門学校連合会、(一社)熊本県バスケットボール協会U15部会、中学校体育連盟、(一社)熊本県バスケットボール協会U12部会、キッズ連盟、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ、社会人リーグ連盟、その他前記に該当しないチーム

(入 会)

第5条 本協会の正会員又は賛助会員として入会するものは、会長に本協会所定の入社申出書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の理事会の承認の可否については、本協会は入会申出者に対し通知するものとする。
- 3 名誉会員に推薦されたものは、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見、保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 総社員の同意があったとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。退会の申出は1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本協会は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規程または社員総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、事務を阻害し、もしくは当法人に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

第3章 社員総会

(構 成)

第9条 社員総会は、すべての正会員の中で、キッズ連盟、(一社)熊本県バスケットボール協会 U12 部会、(一社)熊本県バスケットボール協会 U15 部会、(一社)熊本県

バスケットボール協会 U18 部会、(一社) 熊本県バスケットボール協会一般よりのブロック別の代表又はチーム区分の代表で構成する

キッズ連盟	3名
(一社) 熊本県バスケットボール協会 U12 部会	6名
(一社) 熊本県バスケットボール協会 U15 部会	12名
(一社) 熊本県バスケットボール協会 U18 部会	6名
(一社) 熊本県バスケットボール協会 一般	5名
合計	32名

(権 限)

第10条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 加盟団体及び会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任、解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準及び費用弁償の基準並びに報酬額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
- 2 前項にかかわらず、社員総会においては、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項については決議することができない。

(種 類)

第11条 本協会社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2つとし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に年1回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会招集の請求があったとき

(招集手続)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

ただし、すべての正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、各正会員につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 加盟団体及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、他の正会員1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面(委任状)を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席正会員の中から議長が指名した議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定)

第19条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係があるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成すること

- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
 - (3) 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、第19条第1項で定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(報酬等)

第24条 理事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程による。

(法人に対する責任の免除または限定)

第25条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の構成は、以下のとおりである。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 4名以内
- (5) その他理事 13名以内
- (6) 監事 2名以内
- (7) 総務委員会のうち 大学担当・3×3担当 2名以内
- (8) ユース育成全体チーフマネージャー 1名

ただし、(7)(8)のメンバーについてはオブザーバーとしての参加で決議の権限はないものとする。

3 前2項に関わらず、会長の判断で、理事でないものの理事会参加を認めることがある。

ただし、オブザーバーとしての参加で決議の権限はないものとする。

(執行部会)

第27条 理事会を円滑に遂行するために、専務理事の判断で執行部会を置くことができる。

2 執行部会は、以下の理事をもって構成する。

なお、事務補佐業務として、同会には事務局長も参加するものとする。

- (1) 専務理事 1名
- (2) 常務理事 4名以内

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解雇

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第21条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招 集)

第29条 理事会は、会長がこれを招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は第22条第1項第3号の報告をするために必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的記録の方法にて通知しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 5 前1項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第21条第5項の規定に基づく会長及び専務理事による理事会の報告には適用しない。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事の中から議長が指名した者がこれに記名押印しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会長を選定した理事会の議事録には、出席した理事全員も記名押印する。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第34条 本協会には次の専門委員会を置き、常務理事の所属する部がこれを管轄する。

- (1) 総務委員会 (総務部)
- (2) 財務委員会 (総務部)
- (3) 事業委員会 (総務部)
- (4) 規律委員会 (総務部)
- (5) 裁定委員会 (総務部)
- (6) 競技会委員会 (競技部)
- (7) 審判委員会 (競技部)
- (8) TO委員会 (競技部)
- (9) 強化・DC委員会 (競技部)
- (10) 指導者養成委員会 (競技部)

第1節 総務委員会

(目的)

第35条 本委員会は、本協会の組織を円滑に運営し、関係団体との連携を図り、バスケットボールの普及・振興に寄与する。

(活動)

第36条 本委員会は、前条を達成するために次の活動を行う。

- (1) 登録に関すること
- (2) 表彰に関すること
- (3) 行事企画運営に関すること (新年会・祝賀会等)

(構成)

第37条 本委員会は、以下の各カテゴリーからの委員をもって構成する。

- (1) (一社) 熊本県バスケットボール協会U12部会
- (2) (一社) 熊本県バスケットボール協会U15部会

- (3) (一社) 熊本県バスケットボール協会U18部会
- (4) (一社) 熊本県バスケットボール協会一般

(委員)

第38条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員 各カテゴリー委員
- 2 委員は委員会を組織し、委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本委員会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する。
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。

(会議)

第39条 本委員会の会議は、第35条を達成するために必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第2節 財務委員会

(目的)

第40条 本委員会は、事務局と連携し本協会の財務に関する一切の事項についての業務を取り扱う。

(活動)

第41条 本委員会は、前条を達成するために次の活動を行う。

- (1) 予算編成
- (2) 決算報告
- (3) 広告料・寄付に伴う協定書等の発出
- (4) 本協会主管大会の入場料収入等の財務関係業務
- (5) その他、財務関係に関する業務

(構成)

第42条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

(委員)

第43条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
- 2 委員は本委員会を組織し、本委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する。
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。

(会議)

第44条 本委員会の会議は、第40条を達成するために必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第3節 事業委員会

(目的)

- 第45条 本委員会は、本協会が主催、主管する事業を円滑に運営し、バスケットボールの普及を図る。
- 2 本委員会は、本協会の広報活動を通して情報を発信し、バスケットボールの普及を図る。

(活動)

- 第46条 本委員会は、前条を達成するために次の活動を行う。
- (1) 本協会が主催、主管する事業を統括、運営する。
 - (2) ホームページを管理し、情報の発信を行う。
 - (3) その他、必要に応じて事業、広報に関わる活動を行う。

(構成)

第47条 本委員会は、本協会会長の委嘱する本協会役員・非役員をもって構成する。

(委員)

第48条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長

(3) 委員

- 2 委員は本委員会を組織し、本委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
- 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
- 4 副委員長は、委員長が委嘱する。
- 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は1期2年とする。

(会議)

第49条 本委員会の会議は、第45条を達成するために必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第4節 規律委員会

(目的)

第50条 本協会は、次条以下に定める規律を円滑に行うため、本委員会を設置する。

(活動)

第51条 本委員会は、前条を達成するために次の活動を行う。

- ① 諸規程に関すること
- ② 競技会運営での違反行為等に関すること
- ③ その他

(組織および委員)

第52条 規律委員会は、委員長および若干名の規律委員をもって構成する。

- 2 委員長および規律委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得る。
- 3 規律委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある規律委員および当該事案に利害関係を有する規律委員は、当該事案に関して規律委員として手続きに加わることができない。

(委員の任期)

第53条 委員長および規律委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された規律委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 規律委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務

を行わなければならない。

(委員長・招集・議長)

第54条 委員長は理事会で決定する。

- 2 規律委員会は、以下の場合に委員長が招集する。
 - (1) 専務理事からの付託があったとき
 - (2) その他、委員長が必要と認めるとき
- 3 規律委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 規律委員会の議事は多数決をもって行う。
- 5 委員長に事故ある場合は、規律委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5節 裁定委員会

(目的)

第55条 本協会は、次条以下に定める裁定および和解あっせん等を行うため、本委員会を設置する。

[組織および委員]

第56条 裁定委員会は、委員長および裁定委員をもって構成する。

- 2 裁定委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得る。
- 3 裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員および当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わることができない。
- 4 前項等により、裁定委員が2名以下になったときには、第2項の手続きに則り、臨時に裁定委員を任命する。

(裁定委員の任期)

第57条 委員長および裁定委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選定された裁定委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(委員長・招集・議長)

第58条 委員長は、理事会で決定する。

- 2 裁定委員会は、以下の場合に委員長が招集する。
 - (1) 理事会または会長からの付託があったとき
 - (2) その他、委員長が必要と認めたとき
- 3 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 裁定委員会は、裁定委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- 5 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 6 委員長に事故ある場合は、裁定委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

(所管事項)

- 第57条 裁定委員会は、第182条に定める個人による第183条の遵守事項に違反する事実（競技および競技会に関するものを除く）について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申する。
- 2 裁定委員会は、倫理規程第2条に定める個人に関連する次の各号の紛争について、当該個人の申立てに基づき和解をあっせんするものとする。
 - (1) 契約、所属または移籍に関する紛争
 - (2) 倫理規程または本規程等に関する権利・義務に関わる紛争
 - (3) バスケットボールに関連した紛争

第6節 競技会委員会

(目的)

- 第58条 本委員会は、競技会の運営に係る委員会と協力し、円滑かつ公平な競技運営並びに競技の向上を図ること。

(活動)

- 第59条 本委員会は前条を達成するために次の活動を行う。
- (1) チーム登録及び競技者登録に関すること
 - (2) 本協会が主催・主管する事業を計画・開催すること
 - (3) その他、前条の目的のために必要な事柄について審議・決議すること

(構成)

- 第60条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

(委員)

- 第61条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 各カテゴリー委員
- 2 委員は本委員会を組織し、本委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。

(会議)

第62条 本委員会の会議は、第58条を達成するために必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第7節 審判委員会

(目的)

第63条 本委員会は、審判技術向上・育成・普及発展を図る。

(活動)

第64条 本委員会は前条を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各種競技大会の審判活動
- (2) 技術向上・育成・普及発展を目的とした講習会活動
- (3) 審判資格取得を目的とした講習会活動
- (4) 委員会の目的を達成する必要な活動

(構成)

第65条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

審判委員長—審判インストラクター委員、専務理事、常務理事

┆副審判委員長

┆U12・U15・U18・一般

┆事務局

任期末の審判委員会で決定する。

(委員)

第66条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
全ての委員会の統括とする。

- (2) 副委員長
委員長の補佐とする。
 - (3) 審判インストラクター委員
審判育成のための助言、指導をする。
 - (4) 各カテゴリー委員
カテゴリー毎の事業に関する統括をする。
 - (5) 事務局
会計業務、事業計画、決算、予算編成の決定をする。
- 2 委員は本委員会を組織し、本委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する。
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故がある時、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。
 - 7 派遣の決定については、本委員会で協議の上、委員長が決定する。

(会議)

第67条 本委員会の会議は、第63条を達成するために、年に4回、定期会議を実施するとともに、必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第8節 TO委員会

(目的)

第68条 本委員会は、TO及びスタッツ技術向上・育成・普及発展を図る。

(活動)

第69条 本委員会は前条を達成するために活動計画を作成し次の活動を行う。

- (1) 各種競技大会のTO及びスタッツ活動
- (2) 技術向上・育成・普及発展を目的とした講習会活動
- (3) TO資格取得を目的とした講習会活動
- (4) 委員会の目的を達成する必要な活動

(構成)

第70条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

TO委員長—TO員審査会、専務理事、常務理事

└副委員長

└U12・U15・U18・一般

└事務局

任期末のTO委員会で決定する。

(委員)

第71条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
全ての委員会の統括とする。
 - (2) 副委員長
委員長の補佐とする。
 - (3) TO委員
TO及びスタッツ育成のための助言、指導をする。
 - (4) 各カテゴリー委員
カテゴリー毎の事業に関する統括をする。
 - (5) 事務局
会計業務、事業計画、決算、予算編成の決定をする。
- 2 委員は本委員会を組織し、委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。
 - 7 派遣の決定については、本委員会で協議の上、委員長が決定する。

(会議)

第72条 本委員会の会議は、第68条を達成するために、年に4回、定期会議を実施するとともに、必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第9節 強化・DC委員会

(目的)

第73条 本委員会は、本協会のスポーツ水準の向上と、国民体育大会に参加する選手の育成についての方策を企画立案するとともに、その実現に協力することを目的とする。

(活動)

第74条 本委員会は前条を達成するために次の活動を行う。

- (1) 選手強化計画の総合的方策に関すること
- (2) 選手強化・普及の助成に関すること

- (3) コーチ指導力の強化に関すること

(構成)

第75条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

(委員)

第76条 本委員会には次の委員を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 各カテゴリー委員
- 2 委員は本委員会を組織し、本委員会の業務を審議決定し、これを執行する。
 - 3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。
 - 4 副委員長は、委員長が委嘱する
 - 5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 6 委員の任期は1期2年とする。

(会議)

第77条 本委員会の会議は、第73条を達成するために、年に4回、定期会議を実施するとともに、必要に応じて会長又は委員長が招集する。

- 2 専務理事は会議に同席するものとする。

第10節 指導者養成委員会

(目的)

第78条 本委員会は、指導者の指導力向上・育成・普及発展を図る。

(活動)

第79条 本委員会は前条を達成するために次の活動を行う。

- (1) 指導力向上・養成・普及発展を目的とした講習会・研修会の計画及び活動
- (2) コーチライセンス資格取得を目的とした講習会活動
- (3) 本委員会の目的を達成する必要な活動

(構成)

第80条 本委員会は、各カテゴリーからの委員をもって構成する。

指導者養成委員長—専務理事、常務理事

┆副委員長

トU12・U15・U18・一般

トコーチデベロッパー・キッズサポーター・キッズサポートマスター

└事務局

任期末の指導者養成委員会で決定する。

(委員)

第81条 本委員会には次の委員を置く。

(1) 委員長

全ての委員会の統括とする。

(2) 副委員長

委員長の補佐とする。

(3) 各カテゴリー委員

カテゴリー毎の事業に関する統括をする。

(4) 事務局

会計業務、事業計画、決算、予算編成の決定をする。

2 委員は本委員会を組織し、委員会の業務を審議決定し、これを執行する。

3 委員長は、本協会役員とし、理事会で決定する。

4 副委員長は、委員長が委嘱する。

5 委員長は、本委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

6 委員の任期は1期2年とする。

7 派遣の決定については、委員会で協議の上、委員長が決定する。

(会議)

第82条 本委員会の会議は、第78条を達成するために必要に応じて会長又は委員長が招集する。

第7章 名誉役員

(目的)

第83条 本規定は、本協会の定款第37条に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

(名誉役員)

第84条 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。

2 名誉役員は、名誉会長、特別顧問、顧問及び参与とする。

3 名誉役員は、理事会の決議を経る。

(推薦要件)

第85条 名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
会長を務めた者
- (2) 特別顧問
会長を務めた者
- (3) 顧問
会長、副会長、専務理事、常務理事を執務した者
- (4) 参与
理事を10年以上執務した者

(定員、任期及び定年)

第86条 名誉役員の定員、任期及び定年は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
定員は1名とする。
- (2) 特別顧問
定員は2名以内とする。
- (3) 顧問
定員は定めない。任期は原則として就任後10年とする。
- (4) 参与
定員は定めない。任期は原則として就任後10年とする。

第8章 事務局

(目的)

第87条 本節の規定は、本協会の定款第42条の規定に基づき、事務局の円滑な運営を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第88条 本協会では、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) その他の職員 若干名

(任免)

第89条 事務局職員は、会長が任免する。

(職員の職責)

第90条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の業務を総括し、職員を指揮、監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて事務局の事務を処理し、事務局長の補佐をする。

3 その他職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

4 本規定に定めのない事項は、「事務局職員服務規程」で定める。

(給 与)

第91条 職員の給与は、理事会に諮って会長が定める。

(専務理事の専決)

第92条 専務理事の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 重要な事項に関する報告、通達、副申に関すること

(2) 事務局長の服務に関すること

(3) 予算の執行及び流用に関すること

(4) その他緊急に処理を必要とする件に関すること

(事務局長の専決)

第93条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 本協会会計規程に定める財務、会計事務処理に関すること

(2) 5万円未満の支出命令に関すること

(3) 一般の事項に関する報告、進達に関すること

(4) その他一般事務に関すること

(代 決)

第94条 専務理事に事故がある場合は、あらかじめ専務理事が指名する常務理事が代決し、速やかに専務理事の後継を受けなければならない。

(備付簿冊)

第95条 事務局には、次の簿冊（以下あわせて「文書」という。）を備え付けなければならない。

(1) 文書受付発信簿

(2) 会議議事録

(3) 予算書

(4) 現金出納簿

(5) 備品台帳

(6) その他必要と認める簿冊

(文書の処理)

第96条 文書は職員が受付け、速やかに起案その他必要な措置を執らなければならない。

2 文書の番号は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(文書の保存)

第97条 文書は、毎年度別に編纂し、10年を保存するものとする。

(変更)

第98条 本節の規定を変更するには、理事会の同意を経なければならない。

(その他)

第99条 本節の規定に定めるもののほか、事務局運営に必要な事項は、理事会の同意を経て会長が別に定める。

第3編 役員候補者選考

(目的)

第100条 本章の規定は、本協会を構成する役員の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続について定める。

(会長候補者選考委員会の設置)

第101条 本協会は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあたり、会長候補者選考委員会（以下「会長選考委員会」という）を設置する。

2 会長選考委員会は、次期会長の選任時まで存続するものとする。

3 会長選考委員会の委員は次の各号のとおりとし、理事会において選定する。

(1) 副会長代表者 1名

(2) 専務理事 1名

(3) 常務理事代表者 1名

(4) 本協会に所属する社員 4名以内 (U12・U15・U18・一般より)

(5) 本協会社会人バスケットボール連盟 1名

(6) 本協会キッズバスケットボール連盟 1名

(7) 監事代表者 1名

(8) 事務局長 1名

4 会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

(会長候補者選考委員会の開催)

第102条 会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第104条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。

- 2 会長選考委員会は委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 5 会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

(会長候補者の選考基準)

第103条 会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。

- (1) 会長は、就任時においてその年齢が75歳未満であること
- (2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと
- (5) 遵法精神に富んでいること
- (6) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること

(会長候補者の決定)

第104条 会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。

- 2 会長選考委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- 3 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該委員は、当該会長候補者につき議決を行う。
- 4 委員が会長候補者となる場合には、当該委員は、当該会長候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

(副会長候補者選考委員会の設置)

第105条 本協会は、副会長の任期満了または辞任に伴う次期副会長候補者の選考にあ

たり、副会長候補者選考委員会（以下「副会長選考委員会」という）を設置する。

- 2 副会長選考委員会は、次期副会長の選任時まで存続するものとする。
- 3 副会長選考委員会の委員は次の各号のとおりとし、理事会において選定する。
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 専務理事 1 名
 - (3) 常務理事代表者 1 名
 - (4) 本協会に所属する社員 4 名以内（U12・U15・U18・一般より）
 - (5) 本協会社会人バスケットボール連盟 1 名
 - (6) 本協会キッズバスケットボール連盟 1 名
 - (7) 監事代表者 1 名
 - (8) 事務局長 1 名
- 4 副会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

（副会長候補者選考委員会の開催）

第106条 副会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第108条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。

- 2 副会長選考委員会は委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 副会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 副会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 5 副会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

（副会長候補者の選考基準）

第107条 副会長選考委員会は、次の各号の副会長選考基準に基づき、副会長候補者を選考しなければならない。

- (1) 副会長は、就任時においてその年齢が70歳未満であること
- (2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと
- (5) 遵法精神に富んでいること

- (6) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること

(副会長候補者の決定)

第108条 副会長選考委員会は、副会長の改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定する理事会の開催前に副会長候補者を決定し、理事会に答申する。

- 2 副会長候補者には、本協会に属する者から選出する。
- 3 副会長候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の決議をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- 4 委員が副会長候補者となる場合には、当該委員は、当該副会長候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

(会長・副会長を除く役員・監事の候補者選考)

第109条 会長・副会長を除く役員・監事の候補者は、執行部会で選考することとする。

(会長・副会長を除く役員・監事の選考基準)

第110条 執行部会は、次の各号の選考基準に基づき候補者を選考しなければならない。

- (1) 就任時においてその年齢が70歳未満であること
- (2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと
- (5) 遵法精神に富んでいること
- (6) 定時理事会に、原則として出席できる見通しがあること

(会長・副会長を除く役員・監事の候補者の決定)

第111条 候補者の改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定する理事会の開催前に候補者を決定し、理事会に答申する。

- 2 候補者には本協会に属する者から選出する。

(特例措置)

第112条 本篇第103条第1号(会長の就任時の年齢制限)については、理事会の総意に基づき、特例として、令和6年6月社員総会にて就任する会長には適用しない

第4編 本協会加盟・登録・移籍等

(目的)

第113条 本章の規定は、本協会に加盟・登録する手続などを定めることを目的とする。

(定義)

第114条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加盟とはチームが本協会に加盟を完了することをいう。
- (2) 登録とは競技者が本協会に登録を完了することをいう。
- (3) 加盟チームとは本協会に加盟が完了しているチームをいう。
- (4) 登録競技者とは本協会に登録が完了している競技者をいう。
- (5) 年度とは、毎年4月1日から、翌年3月31日までのことをいう。
- (6) 移籍とは、競技者が同年度内所属チームを変更することをいう。

(加盟・登録の義務)

第115条 バスケットボール競技を行うチーム及び競技者は、この規程に基づき、毎年度本協会に加盟・登録しなければならない。ただし、年度をまたぐ大会についてはこの限りではない。

- 2 加盟・登録されていないチーム及び競技者は本協会及び加盟団体等が主催又は主管する大会等に参加することはできない。

(チームの種別)

第116条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟に所属しているチーム
- (2) 大学 全日本大学バスケットボール連盟に所属しているチーム(大学生)
- (3) 高専 (社)全国高等専門学校体育協会バスケットボール専門部に属しているチーム(高等専門学校生)
- (4) 専門校 全国専門学校バスケットボール連盟に所属しているチーム(専門学校生)
- (5) U18 (財)全国高等学校体育連盟に所属しているチーム(高校生)
- (6) U15 日本バスケットボール協会に所属しているチーム(中学生)

- (7) U12 日本バスケットボール協会に所属しているチーム（小学校6年生以下）
- (8) キッズ 熊本県キッズバスケットボール連盟に所属しているチーム（小学校3年生以下）
- (9) Bリーグ 公益社団法人ジャパンプロフェッショナルバスケットボールリーグに所属しているチーム
- (10) その他 前各号に該当しないチーム

（加盟チーム及び登録競技者の権利）

第117条 加盟チーム及び登録競技者は、本規定に示す範囲において、本協会主催・共催大会及びこれに準ずる大会等に参加する権利を有する。

（加盟料・登録料）

第118条 加盟チームは、各年度に定められたチーム加盟料・競技者登録料を指定する期日までに納入しなければならない。

- (1) 一般 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (2) 大学 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (3) 高専 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (4) 専門学校 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (5) U18 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (6) U15 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (7) U12 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (8) キッズ チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (9) Bリーグ チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
 - (10) その他 チーム加盟料 ・ 競技者登録料×競技者数
- 2 チーム加盟料・競技者登録料は、別紙1「チーム加盟料・競技者登録料一覧（単位：円）」のとおりである。

（二重登録の禁止）

第119条 競技者の登録は一人1チームとし二重登録は認めない。

- 2 各チームの加盟登録責任者は、競技者から登録承諾をとり、該当競技者を登録しなければならない。

（加盟・登録の手続）

第120条 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は、毎年5月末までに加盟・登録の手続を完了しなければならない。

ただし、手続完了チームにおいて、U12、U15 及び U18 等の競技者のうち新規（追加）で登録する競技者については、この限りではない。

- 2 登録証は、日本協会が発行する。
- 3 登録競技者は、大会等において登録証を携帯し、主催者又は主管者から提示を求められた際には提示しなければならない。
- 4 毎年6月以降、新しく結成しようとするチーム及び登録しようとする競技者は、第107条1項にもとづき本会に追加で加盟・登録することができる。
ただし、U12、U15及びU18については各カテゴリー規程に定めるとおりとする。

(加盟・登録の変更)

- 第121条 登録競技者が移籍を希望する場合、登録競技者は現所属チームの同意を得て、新所属チームに遅延なく登録を完了しなければならない。これらの変更の効力は、本協会の承諾の日をもって発生する。
- 2 本協会が必要と認めた場合は、旧所属チームは登録競技者の依頼により、移籍同意書を発行しなければならない。

(加盟・登録の取消)

- 第122条 加盟チーム及び登録競技者は所定の手続により、その取消が認められる。この効力は本協会の承認を持って発生する。ただし、既に納入した加盟料・登録料は返納しない。
- 2 加盟・登録に関する審査は本規定に基づいて本協会が行い、日本協会の承認を得るものとする。

(移籍)

- 第123条 U12カテゴリー、U15カテゴリー、U18カテゴリーの移籍の運用については、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）の各カテゴリー移籍運用細則を準用する。

(その他)

- 第124条 本規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、本協会にて審議を行い処理する。

(懲罰)

- 第125条 本編の規定に違反した加盟チーム及び登録競技者が生じた場合は、本会で審議し処罰することができる。
- 2 前項の処罰に関しては、裁定委員会で協議し、理事会で決定する。

第5編 計算等

第1章 会計

第1節 総則

(目的)

第126条 本章は、本協会における会計処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、当協会の財務内容の透明化、事業の効率化を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第127条 本協会の会計は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第128条 本協会の会計年度は、定款の定めに従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理責任者)

第129条 本協会の経理責任者は、事務局長とする。

(帳簿書類の保存・処分)

第130条 帳簿等の保存期間は、次のとおりとし、会計年度終了日の翌日から起算する。

- (1) 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。以下同じ。） 10年
- (2) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。以下同じ。） 10年
- (3) 附属明細書 10年
- (4) 財産目録 10年
- (5) 収支計算書 10年
- (6) 収支予算書 10年
- (7) 会計帳簿 10年
- (8) 会計伝票及び信憑書類 10年
- (9) その他の書類 5年

(運用)

第131条 本規程にない会計処理については、別に定めるものを除き、事務局長の決裁を経て行うものとする。

- 2 本章の運用に関する指示は、事務局長が行うものとする。

(本節の改廃)

第132条 本節の改廃は、事務局長の上申に基づき理事会の決議を経て行うものとする。

第2節 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第133条 本協会の財政状態、正味財産増減及び資金収支の状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第134条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ① 現金出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 固定資産台帳
- ④ その他必要な補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(帳簿の更新)

第135条 会計帳簿は、会計年度ごとに更新する。

第3節 収支予算（正味財産増減予算）

(収支予算の目的)

第136条 収支予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数として損益計算ベースで表示することにより、事業の効率的な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書等)

第137条 予算編成会議において、次に掲げる書類（以下、「収支予算書等」という。）を毎会計年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けて確定する。

(1) 収支予算書

(2) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 収支予算書等は、資金収支予算書と有機的関連のもと作成しなければならない。

- 3 収支予算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分け、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び計上外増減の部に区分するものとする。
- 4 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式により作成するものとする。

第4節 資金収支予算

(資金収支予算の目的)

第138条 資金収支予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数として資金収支計算ベースで表示し、権限と責任の範囲を明らかにし、かつ、資金収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(資金収支予算書)

第139条 資金収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに予算編成会議において作成し、理事会の承認を得て確定する。

- 2 資金収支予算書を作成するに当たり、資金の範囲に含めるものは流動資産及び流動負債とする。
- 3 資金収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- 4 収支予算書の様式については、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)において示された様式を参考にして作成するものとする。

(資金収支予算の執行)

第140条 資金収支予算の執行者は、事務局長とする。

- 2 事務局長は、当該担当事業に関する資金収支予算の執行について、会長に対して責任を負う。

(科目間の流用)

第141条 予算の執行に当たり、各科目間において相互に流用してはならない。

ただし、専務理事が予算の執行上必要があると認めた場合には、各会計相互間において流用することができる。

(予備費の使用)

第142条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

- 2 予備費を使用する場合は、事務局長は、使用の理由、使用金額及びその積算の基

礎を明らかにして、予算編成会議の承認を得なければならない。

(資金収支予算の補正)

第143条 財務委員長は、やむを得ない理由により、資金収支予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第5節 金 銭

(金銭の範囲)

第144条 本節において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証及び官公庁の支払通知等直ちに現金化できるものをいう。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(資金概算払及び前金払)

第145条 事業運営上必要があるときは、決済を経て、資金概算払及び前金払をすることができる。

(金銭の支払)

第146条 金銭を支払うときは、最終受領者の署名又は記名押印のある領収書を受領しなければならない。

ただし、所定の領収書を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関での振込により支払う場合は、金融機関の振込依頼書を領収書に代えることができる。

(手許現金)

第147条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、手許現金をおくことができる。

- 2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。
- 3 事務局長が必要と認めた部署に、一定の責任者をおき、定額前渡制による小口現金を設けて小口現金払いを行うことができる。

(残高照合)

第148条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、毎月月末にその残高を証明できる書類と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに事務局長に報告し、その指

示を受けるものとする。

第6節 固定資産

(固定資産の範囲)

第149条 本節において固定資産とは、耐用年数が1年超で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいい、次のとおり、特定資産及びその他固定資産と区別する。

(1) 特定資産

特定の目的のために用途等に制約を課した資産をいう。

(2) その他固定資産

特定資産以外の固定資産をいい、例えば、以下の固定資産をいう。

建物（附属設備を含む。）、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産）、特許権、著作権、借地権、施設利用権、ソフトウェア、投資有価証券、敷金・保証金等

(固定資産の取得価額)

第150条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付随費用を加えた額
- (2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額
- (3) 交換により取得した資産は、交換に際して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与により取得した資産は、その資産の時価等を基準とした公正な評価額

(有形固定資産の改良と修繕)

第151条 有形固定資産の価値を増加させ、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これを資本的支出としてその資産の価額に加算するものとする。

- 2 有形固定資産を原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第152条 固定資産について、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

- 2 固定資産に移動、毀損及び滅失があった場合は、固定資産管理者は、事務局長に通知し、帳簿の整備を行わなければならない。

(減価償却)

第153条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。

2 毎会計年度末に行われた減価償却費は直接法により処分するものとする。

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号、最終改正平成22年3月財務省令第20号)に定めるところによる。

第7節 決算

(目的)

第154条 決算は、1会計年度の会計記録を整理し、財政状態、正味財産増減及び資金収支の状況を明らかにすることを目的とする。

(決算整理事項)

第155条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、前受金等の計上
- (3) 各種引当金の計上
- (4) 流動資産、固定資産に実在性の確認、評価の適否
- (5) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (6) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第156条 本協会の重要な会計方針等は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 定額法
 - ②無形固定資産 定額法
 - (2) リース資産
 - ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 2 消費税の会計処理は、税込処理による。

(財務書類)

第157条 事務局長は、年度決算に必要な手続を行い、財務諸表(次の(1)から(3)の書類及び附属明細書並びに財産目録(以下、「財務諸表等」という。))を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 財務諸表に対する注記

2 会長は、前項の財務諸表等について、監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、社員総会において承認を得て決算を確定する。

(収支計算書)

第158条 事務局長は、前条の財務書類の他、収支計算書を作成し会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の収支計算書について、監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会に提出し、その承認を経た上で、社員総会において承認を得て資金収支計算書を確定する。

第2章 予算

(予算編成)

第159条 予算編成会議は次の構成で行う。

- (1) 専務理事
 - (2) 常務理事（4名）
 - (3) 財務委員長
 - (4) 事務局長
 - (5) 税理士
- 計8名

(手順)

第160条 予算編成は次の手順で行う。

- ① 各種別の会議実施及び予算要求額の決定
- ② 各種別より事務局へ要求額の提出
- ③ 財務委員長、事務局で原案の作成
- ④ 予算編成会議の実施より理事会提出用予算案の作成
- ⑤ 審議が必要であると判断した場合は事前にヒアリングを行う
- ⑥ 理事会において承認

(補正予算)

第161条 収入が確定した時点で、収支に大きなマイナスが発生すると思われる等の状況となった場合は、補正予算を組むことができる。

- 2 前項の場合、財務委員会が補正予算案を作成し、理事会で承認を得る必要がある。

(緊急の支出)

第162条 緊急の支出が必要になった場合は、事務局長が財務委員長に報告、財務委員長が専務理事に報告後、会長に決裁を受けることで、緊急支出を執行することができる。

- 2 緊急支出の執行後は理事会に報告し、その承認を得る必要がある。

(広告料・寄付等の収入)

第163条 広告料・寄付等に伴う協定書の発出等の窓口は事務局とする。

第3章 特定資産

(目的)

第164条 本章では本協会が設置する次の積立預金の適正な管理・運用のために必要な事項を定める。

- (1) 周年行事積立預金
- (2) 事務局準備金積立預金
- (3) 寄付金積立預金

(使途)

第165条 前条1・2号の積立預金は、定款第4条に定める事業のうち、将来の本協会の次の事業に係る人件費及びその他経費並びに当該事業に係る資産の取得・改良に充てることを目的とする。

- (1) 周年行事
- (2) 事務局準備金

- 2 前条3号の積立預金は、将来の本協会の資産の取得及び経費に充てることを目的とする。

(積立・表示)

第166条 第163条の金員の積立では、それぞれ周年行事事業、事務局準備金事業、寄付金収入に係る流動資産から行うこととし、理事会の承認を得て行うものとする。なお、本章における積立預金は、本協会の貸借対照表及び財産目録では、特定資産として他の資産と明確に区別して表示する。

(取り崩し)

第167条 第163条の金員は、第164条に定める使途のために、理事会の決議を経て、その全部又は一部を取り崩すことができる。

(運用・管理)

第168条 本章に定めるものの他、第163条の金員の管理は理事会が行う。積立預金に属する資金は、金融機関への預金等の方法で、他の資産とは区別して管理する。

第6編 旅費・謝金等

(目的)

第169条 本編は、本協会業務を遂行するために発生する旅費及び謝金等の支給を定める。

(旅費)

第170条 本編の規定により支給される旅費とは、次のものをいう。

- (1) 交通費（航空運賃含む）
- (2) 宿泊費（宿泊を伴う時）
- (3) 日当

(交通機関)

第171条 利用する交通機関は原則として鉄道およびバス、船舶、航空機等定期的に運航する交通機関（公共交通機関）とし（特急・新幹線利用は、一つの乗車区間が50Km以上とする）、航空機の利用範囲は、沖縄県若しくは兵庫県以東とする。

- 2 公共交通機関の利用が困難な場合は、車両の使用を認める（但し、事故等の責任は自己責任とする）。

(交通費)

第172条 前条2項の場合の交通費・日当は、次のとおりとする。

(県内)

	交通費・日当
県内	4,000円
同一市町村内	3,000円

※大会等の予算に応じて、上記の金額を上限として、金額を現場で判断してよいものとする

(県外)

- ・すべて普通車料金(特急料含む)実費とする(もっとも経済的な通常の経路とする)
- ・車両使用での精算方法は、37円/Kmとする(ガソリン代含む)、高速料金は別とし、利用区間の領収書等明細の提出が必要
- ・乗り合せの場合は、車を出す人のみに交通費を支払う

(宿泊費)

第173条 宿泊費は12,000円(サービス料、税込み)を上限として、宿泊に要した実費を支給する(領収書必須)。

(県外の日当等)

第174条 県外の日当は2,000円を上限として支給する(Web会議、審判県外派遣及びマンツーマンコミッショナー県外派遣を除く。)

ただし、用務先より日当が支払われた場合は支給しない

- 2 Web会議の日当は1,000円を上限とする。
予算、Web会議の内容により、日当の金額を現場で判断してよいものとする
- 3 審判県外派遣について、日当は支払わず、1大会の派遣につき2,000円の派遣料を支払う。
- 4 マンツーマンコミッショナー県外派遣について、日当は支払わず、1大会の派遣につき2,000円の派遣料を支払う。

(精算)

第175条 県外出張の場合は、出張旅費精算書(様式7 ホームページ掲載)による領収書等の明細(特急券の控え、航空は搭乗便が分かる控え等)を提出しなければならない。

領収書の宛名は「(一社)熊本県バスケットボール協会」とする。

- 2 県内出張の場合は、旅費日当・諸謝金精算書(様式6 ホームページ掲載)による。
- 3 旅費は、個人の口座に事務局より送金する

(謝金等)

第176条 謝金等の支給額については、別紙2のとおりとする。

(体育館使用料基準)

第177条 体育館使用料基準については、別紙3のとおりとする。

(その他)

第178条 本規程に定めのないものについては、事務局へ連絡をし、専務理事、財務委員長と協議の上、決定することができるものとする。

第7編 監事の報酬

(報酬の支給)

第179条 監事には、次のとおり報酬を支給する。

報酬金額 3,110円 源泉税 110円

旅費は別途、県協会旅費規程にて支給する。

(報酬等の支給方法)

第180条 監事に対する報酬の支払時期は、会計監査当日に現金支給とする。

(補則)

第181条 本規定の実施に関し必要な事項は、専務理事が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

第8編 倫理

(目的)

第182条 本編の規定は、本協会の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命および役割を自覚し、本協会の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第183条 本編規定における規律の対象となる個人は、以下に定める。

- (1) 定款第22条第1項に規定する理事および監事
 - (2) 定款第37条に規定する名誉役員
 - (3) 定款第42条に規定する職員
 - (4) 定款第44条に規定する専門委員会を構成する委員長および委員
 - (5) 規律規程第11条に規定する規律委員会を構成する委員長および委員
 - (6) 本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者
- 2 次条に規定する遵守事項に違反したが、当該違反行為時に本条第1項各号に該当するときには、懲罰時に同号に該当しなくとも懲罰の対象とすることができる。

(遵守事項)

第184条 前条第1項に定める個人は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会、国際バスケットボール連盟(FIBA)、FIBA ASIA、スポーツ仲裁裁判所(CAS)、公益財団法

人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）、国際オリンピック委員会（I O C）および日本オリンピック委員会（J O C）等（本協会以下を纏めて「関連団体」という。）ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等（以下、「規程類」という。）に反してはならない。

- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 方法・形式のいかんにかかわらず、また、直接または間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為または公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 本協会、前条に定める個人および団体ならびに本協会にかかわる一切の者の名誉または信用を棄損する行為をしてはならない。
- (6) バスケットボールに関し、不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあつせんする等してはならない。
- (7) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない。
- (8) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
- (9) その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

（懲罰対象期間）

第185条 懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合には、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき本協会の裁定委員会による審理を開始することができない。

（懲罰の種類）

第186条 第182条に規定する個人は、第183条に規定する遵守事項に違反した事実（以下、「懲罰対象事実」という。）をもって懲罰の対象となる（以下、「懲罰対象者」という。）。

2 懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 譴責
始末書を取り、注意し戒めること
- (2) 研修の受講
研修プログラム運用細則に定める研修を受講させること
- (3) 研修の制限または禁止
研修プログラム運用細則に定める研修の受講を制限または禁止すること

- (4) 罰金
一定の金額を本協会に納付させること
 - (5) 没収
不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
 - (6) 減給
本協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法第91条に則るものとする
 - (7) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
 - (8) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任
職務について一定期間または無期限に停止すること、もしくは職務を解任すること。ただし、役員の場合は定款28条に則り行うものとする。
 - (9) 一定期間または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは資格の再登録を一定期間または無期限に禁止すること
 - (10) 降級または抹消
当協会の認定する資格の等級を下位の級へ降級させること、または抹消すること
 - (11) 当協会の認定する資格の等級に関する再取得の禁止
当協会の認定する資格の等級につき、一定期間または無期限に禁止すること
 - (12) 除名
本協会の登録資格を抹消すること
 - (13) 永久追放
本協会から追放した上、復権を認めないこと
- 3 ドーピングに対する懲罰については別に定める規程による。
 - 4 第2項の譴責、罰金、没収、または降級もしくは抹消については、その他の懲罰と併せて科することができる。
 - 5 個人による、暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理・不正申請等については、本編の別表に基づき懲罰を決定する。

（コーチライセンス保有者に対する懲罰）

第187条 懲罰対象者が本協会の定めるコーチライセンス保有者である場合は、次のとおりとする。

- (1) コーチライセンス保有者に対し、前条第2項に定める懲罰が科される場合には、同項第2号に定める研修の受講も併せて科すものとする。ただし、当該懲罰

対象者のコーチライセンスが当該行為時においてD級以下である場合は、同項第9号のうち1年以上の懲罰が科される場合を除き、この限りでない。

- (2) コーチライセンス保有者に対し、前条第2項第9号のうち1年以上の懲罰が科される場合において、懲罰対象者のコーチライセンスが、当該行為時においてC級以上である場合は、同項第10号に定める降級も併せて科すものとする。
- (3) 前号の場合、当該懲罰対象者のコーチライセンスが、当該行為時においてコーチデベロッパー、キッズサポーター、キッズサポートリーダーのいずれかである場合は、当該資格につき、前条第2項第10号に定める抹消も併せて科すものとする。この場合、コーチデベロッパーに対しては、同項第11号に定める等級の再取得の禁止も併せて科すものとする。

(管理監督関係者の加重)

第188条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(罰金の合算)

第189条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第190条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第191条 懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第192条 他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(復 権)

第193条 復権の手続は、公益財団法人日本バスケットボール協会に対して行うものとし、手続については同協会の定めに従う。

倫理規程 別表

表1 暴力：身体に対する不法な有形力の行使

違反行為	懲罰内容
被害者が傷害を負わなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②被害者が死亡するに至った ③被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ④加害者が刑事処分をされた	永久追放、除名、解任、3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者の本協会における活動（スポーツ活動を含む。以下同じ）への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（懲罰内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校・退職・転職・出勤不能等、被害者の日常生活に大きな影響を	

与えた場合、複数回または継続的に行われていた場合等

○軽減要素（懲罰内容を軽減する）

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

表2 セクシャル・ハラスメント：身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「わいせつ行為」という。）、被害者の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為	懲罰内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなった ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p>	

○加重要素

加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力等他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為や性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他以て制裁を受けている場合等

表3 その他のハラスメント等の不適切行為：他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。なお、「パワハラ」とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは周囲の環境を悪化させる言動。

違反行為	懲罰内容
不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
不適切行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなった、 ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑥被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等）</p> <p>⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑧被害者の言動、態度等</p> <p>⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素</p> <p>加害者あるいは被害者が多数いる場合、不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、用いられた暴言内容</p>	

や暴力の程度が重い場合、暴言等や不適切な指導を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の選手生命等が短縮された場合、被害者が未成年の場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

表4 不正な経理処理・不正申請等：補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行および補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない経理処理・申請等（横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正申請・受給、脱税等）

違反行為	懲罰内容
他者が不正な経理処理・不正申請等を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
不正な経理処理・不正申請等を行い、補助金、助成金等を他の目的に流用した	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
不正な経理処理・不正申請等を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素</p> <p>不正な経理処理・不正申請等であることを知っていながらこれを行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正な経理処理・不正申請等を行った期間が長い場合等</p> <p>○軽減要素</p> <p>真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	

第9編 規律

第1章 総則

(目的)

第194条 この規程は、本協会による規律委員会の組織および運営に関する事項、定款、基本規程またはこれに付随する諸規程等に対する違反行為のうち競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の事務総長への提出を行うための手続に関する事項ならびにこれらに関連する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 懲罰の種類等

(懲罰の種類)

第195条 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰の種類のうち、個人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
口頭をもって戒めること
- (2) 譴責
始末書を取り、注意し戒めること
- (3) 罰金
一定の金額を本協会に納付させること
- (4) 没収
不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
- (5) 減給
本協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法第91条に則るものとする
- (6) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させること
- (7) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
- (8) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任
職務について一定期間または無期限に停止すること、もしくは職務を解任すること。ただし、役員の場合は、社員総会の決議に則り、職員の解任（解雇）については就業規則等に則るものとする

- (9) 一定期間または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止：登録資格に基づくバスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは資格の再登録を一定期間または無期限に禁止すること
 - (10) 除名
本協会の登録資格を抹消すること
 - (11) 永久追放
本協会から追放した上、復権を認めないこと
- 2 ドーピングに対する懲罰については別に定める規程による。
- 3 第1項の譴責、罰金、没収、賞の返還、試合結果の無効、得点の減点または無効、ならびに勝ち点の減点または無効については、その他の懲罰と併せて科することができる。

(懲罰の基準)

第196条 競技および競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準は、本規程の定める懲罰基準のとおりとする。

ただし、同基準に明示のない行為であっても、定款、基本規程およびこれに付随する諸規程（以下「基本規程等」という。）の趣旨に明らかに反する行為があった場合には、これに対し適切と判断される懲罰を科すことを妨げない。

(審判の懲罰との関係)

第197条 競技会中に審判が別に行った懲罰がある場合であっても、本条に基づく懲罰を行うことを妨げない。

(管理監督関係者の加重)

第198条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(罰金の合算)

第199条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第200条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第201条 懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第202条 他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(懲罰対象期間)

第203条 懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合には、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき本協会の規律委員会による審理を開始することができない。

第3章 手続

(手続きの非公開、守秘義務)

第204条 規律委員会における手続きおよび記録は非公開とする。

2 規律委員、規律委員会による調査・審議および答申の対象となった個人または団体(以下、「審議対象者」という)、その代理人、オブザーバーおよび本協会の関係者は、規律委員会の手続を通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

(言語)

第205条 規律の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。

2 規律の手続きにおいて、審議対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第206条 規律の手続において、弁護士または規律委員会が承認した者を除き、審議対象者の代理人となることができない。

(免責)

第207条 規律委員および規律委員会にかかわる担当者は、故意または重過失による場合を除き、規律委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(手続きの開始)

第208条 規律委員会は、第54条第2項の招集のときから手続きを開始する。

(調査への協力)

第209条 規律委員会は、事案の解明のために、審議対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査を行う等、必要な調査をすることができる。

2 審議対象者および関係者は、当該調査に協力しなければならない。

(聴聞等)

第210条 規律委員会は、原則として、審議対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、審議対象者の同意がある場合もしくは審議対象者が事情聴取を拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

(証拠の評価)

第211条 懲罰の規律においては、審議対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

(懲罰案作成・答申)

第212条 規律委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを専務理事に答申しなければならない。

- (1) 審議対象者の氏名（代理人がある場合はその氏名）
- (2) 主文（判断の結論）
- (3) 懲罰対象事実
（可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする）
- (4) 判断の理由
- (5) 懲罰案の作成年月日
- (6) 規律委員名

(答申の尊重、専務理事の懲罰決定)

第213条 専務理事は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(審議対象者の登録に関する取扱い)

第214条 審議対象者が本協会の役員である場合は、審議中に（懲罰が確定するまで）辞任または解任の手続きを行ってはならない。

2 審議対象者が本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者である場合は、審議中に（懲罰が確定するまで）登録および資格の返上または失効手続きを行ってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、審議対象者となった役員が、懲罰が確定するまでに任期満了となり、かつ次期役員に任命されなかった場合は、当該役員を退任するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、審議対象者となった登録者が、懲罰が確定するまでに登録期限満了となり、かつ次期登録手続きを行わなかった場合は、登録を失効するものとする。

（懲罰の通知）

第215条 規律委員会は、決定した懲罰を当事者または同人が所属する団体（当事者が選手である場合は、同人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。

2 前項の通知には、次の項目を含めるものとする。

- (1) 当事者の氏名
- (2) 代理人があるときは、その氏名および所属
- (3) 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
- (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
- (5) 作成年月日
- (6) 不服申立手続の可否およびその手続きの期限

3 前項に定める通知は、郵送、FAXまたは電子メール等の手段によって行われるものとする。なお、電子メールによる通知の場合は、本協会、都道府県協会等または競技会の主催者に対して登録されている当事者の電子メールアドレスに宛てて発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる。

（懲罰の公表および報告）

第216条 本協会は、決定した懲罰を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。

（決定の効力）

第217条 審議対象者は、再審査の申立て、復権の申立てについては、公益財団法人日本バスケットボール協会の手続によるものとする。

第10編 裁定

(手続の非公開、守秘義務)

第218条 裁定の手続きおよび記録は非公開とする。

- 2 裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバーおよび本協会の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

(言語)

第219条 裁定の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。

- 2 裁定の手続きにおいて、裁定対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該裁定対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第220条 裁定の手続きにおいて、弁護士または裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることができない。

(免責)

第221条 裁定委員および裁定委員会にかかわる担当者は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(手続きの開始)

第222条 裁定委員会は、第58条第2項の招集のときから手続きを開始する。

(調査への協力)

第223条 裁定委員会は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。

- 2 裁定委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人は、当該調査に協力しなければならない。

(聴聞等)

第224条 裁定委員会は、原則として、裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、裁定対象者の同意がある場合もしくは裁定対象者が事情聴取を拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

(証拠の評価)

第225条 裁定委員会は、裁定対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

(懲罰案作成・答申)

第226条 裁定委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

- (1) 裁定対象者の氏名（代理人がある場合はその氏名）
- (2) 主文（判断の結論）
- (3) 懲罰対象事実
（可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする）
- (4) 適用した規程・条項等
- (5) 判断の理由（証拠の摘示）
- (6) 懲罰案の作成年月日
- (7) 裁定委員名

(答申の尊重、理事会の懲罰決定)

第227条 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(裁定対象者の登録に関する取扱い)

第228条 裁定対象者が本協会の役員である場合は、審議中に（懲罰が確定するまで）辞任または解任の手続きを行ってはならない。

- 2 裁定対象者が本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者である場合は、審議中に（懲罰が確定するまで）登録および資格の返上または失効手続きを行ってはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、裁定対象者となった役員が、懲罰が確定するまでに任期満了となり、かつ次期役員に任命されなかった場合は、当該役員を退任するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、裁定対象者となった登録者が、懲罰が確定するまでに登録期限満了となり、かつ次期登録手続きを行わなかった場合は、登録を失効するものとする。

(懲罰の通知)

第229条 裁定委員会は、決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。

- 2 前項の通知には、次の項目を含めるものとする。

- (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）
 - (2) 代理人があるときは、その氏名および所属
 - (3) 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否およびその手続きの期限
- 3 前項に定める通知は、郵送、FAXまたは電子メール等の手段によって行われるものとする。なお、電子メールによる通知の場合は、本協会、都道府県協会等または競技会の主催者に対して登録されている当事者の電子メールアドレスに宛てて発信された時点で、有効に通知されたものとみなされる。

（懲罰の公表および報告）

第230条 本協会は、決定した懲罰を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。

（決定の効力）

第231条 審議対象者は、再審査の申立て、復権の申立てについては、公益財団法人日本バスケットボール協会の手続によるものとする。

（仮の処分）

第232条 裁定委員会は、理事会が第226条の懲罰を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に裁定対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）を理事会に答申することができる。

2 理事会は、仮の処分の決定をする前に裁定対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、裁定対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、裁定対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をすることができる。

3 理事会は、第1項の答申を受けた場合、速やかに仮の処分について審議の上、決定を行う。

（和解あっせん委員）

第233条 裁定委員長は、相当と認める場合には、1名または複数の裁定委員に和解あっせん手続を担当させ、和解あっせん手続に関する裁定委員会の権限を委任することができる。

(手続きの開始)

第234条 和解あっせん手続は、紛争の当事者のいずれかによる申立てがあった場合に開始する。

(申立手続)

第235条 和解あっせん手続の申立てを行う者(以下、「申立人」という。)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 申立書
 - (2) 申立人の主張を裏付ける証拠がある場合は、その原本または写し
 - (3) 代理人により申立てを行う場合は、委任状
- 2 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 当事者の氏名、住所、電話・FAX番号およびメールアドレス
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・FAX番号およびメールアドレス
 - (3) 申立ての趣旨
 - (4) 申立ての理由および立証方法
- 3 申立ての手数料は1件につき金10万円(消費税別)を基準として、裁定委員会が定める金額を納付しなければならない。

(申立ての受理および通知)

第236条 裁定委員会は、前条の規定に適合する和解あっせんの申立てがあったときには、これを受理するとともに、申立ての相手方(以下、「被申立人」という)に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立てを受理しないことができる。

- (1) 申立人が不当な目的により申立てをしたものと認められるとき
 - (2) 申立人が権利または権限を有しないと明らかに認められるとき
 - (3) 正当な代理権限を有しない者が関与する申立てと認められるとき
 - (4) 本協会において既に紛争処理を行った紛争に関する申立てであるとき
 - (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申立てと認められるとき
 - (6) 申立てにかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続きが係属中であるときまたは裁定対象者間の紛争が解決しているとき
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、裁定委員会が和解あっせんを行うのに適当でないとき
- 2 前項の通知には、申立書および証拠各1部を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを被申立人に送付し、または申立ての概要を適当な方法で被申立人に通知して、書類の全部を送付しないことができる。

(答弁)

第237条 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。

- (1) 答弁書
 - (2) 答弁の理由を裏付ける証拠がある場合はその証拠の原本または写し
 - (3) 代理人により答弁を行う場合は委任状
- 2 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 当事者の氏名、住所、電話・FAX番号およびメールアドレス
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・FAX番号およびメールアドレス
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 答弁の理由および立証方法
- 3 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- 4 前項の通知には、答弁書および証拠各1部を添付しなければならない。ただし、裁定委員会が相当と認めるときは、その書類の一部のみを申立人に送付し、または答弁書の概要を適当な方法で申立人に伝達して、書類の全部を送付しないことができる。

(提出書類の部数)

第238条 本編規定により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き5部（原本を提出するときは、その写しを含めて5部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

(審理または調査のための権限等)

第239条 当事者の意見陳述および証拠の提出は原則として各当事者が文書で行う。

- 2 裁定委員会が申立ての審理のために必要と認めたときは、当事者の口頭陳述、利害関係人・第三者の証言または鑑定人の鑑定を求め、資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。
- 3 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

(和解の成立)

第240条 当事者の申出がある場合または裁定委員会が相当と認める場合には、裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。

- 2 当事者間に和解が成立した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、当事者双方に和解契約書を作成させた上で、裁定委員長が立会人としてこれに署名捺印する。

- 3 前項の和解契約書には、申立手数料その他の手続費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

(裁定案の提示)

第241条 裁定委員会は、必要または適切と認める場合には裁定案（和解案を含む）を提示することができる。

- 2 裁定案は、原則として書面で当事者双方に交付するものとし、裁定委員会が相当と認める場合には、その理由を書面または口頭で説明する。
- 3 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
- 4 裁定案を当事者双方が受諾した場合には、前条に従って和解契約書を作成するものとする。
- 5 裁定案を当事者の一方または双方が拒否した場合でも、裁定委員会は裁量によりさらに和解あっせん手続を継続することができる。
- 6 裁定案には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

(申立ての変更、取下)

第242条 申立人は、被申立人の同意を得て、申立てを変更することができる。

- 2 申立人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

(和解あっせん手続の終了)

第243条 裁定委員会は、和解の見込みがないと認める場合には、和解あっせん手続を終了し、当事者双方に手続終了の通知を行うものとする。

- 2 裁定委員会は、以下の場合には和解あっせん手続を終了させることができる。
 - (1) 当事者が本規程の定める手続きに出頭せず、その他裁定委員会の指示に従わない等、和解あっせんが困難なとき
 - (2) 裁定委員会が、事案が和解あっせんに適しないと認めるとき

第11編 慶弔・表彰

(目的)

第244条 本編の規定は、本協会の役員、顧問、参与、協会組織図範囲内及び事務局職員に慶弔がある場合の取り扱いについて定めることを目的とする。

(慶弔費)

第245条 慶弔費は次のとおりとする。

- (1) 本人の死亡の場合
香典 10,000 円、生花時価、弔電
- (2) 配偶者、子の死亡の場合
香典 5,000 円、生花時価、弔電
- (3) 父母、義父母の死亡の場合
香典なし、生花時価、弔電

第246条 この規程に定めのないもの及び会長が特に必要と認めるものについては、専務理事と協議の上、決定することができるものとする。

(連絡方法)

第247条 第244条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず事務局へ連絡し、事務局は速やかに専務理事へ報告の上、関係役員に連絡をする。

(経費)

第248条 この規程に要する経費は、本部会計をもって充てるものとする。

(その他)

第249条 慶弔以外で社会通念上必要とされることがある場合は、速やかに理事会を開催し、協議決定しなければならない。

第12編 表彰

(目的)

第250条 本編の規定は、熊本県バスケットボール競技の健全なる普及振興に貢献した個人・団体に対して適用し、熊本県バスケットボール競技の振興に資することを目的とする。

(対象)

第251条 前条に規定する表彰は、次に該当するものについて本協会がこれを行う。

- (1) 多年にわたり熊本県バスケットボール競技の普及振興に寄与し、その功績が顕著な者
- (2) バスケットボール競技において、抜群の成績を上げ、その功績が顕著な者

(推薦)

第252条 表彰者推薦に当たっては、届出すべき事項を次のように定める。

- (1) 推薦母体である団体名及び責任者氏名
- (2) 推薦される者の氏名（団体名）・住所（所在地）
- (3) 推薦理由
- (4) その他審議にあたって必要と考えられる事項

（表彰者の決定）

第253条 表彰者は、前条により推薦された個人・団体について、理事会において審議決定する。

（表彰の方法）

第254条 表彰は、表彰状および記念品を贈ってこれを行う。

- 2 表彰は、原則として毎年1回社員総会にてこれを行う。

（その他）

第255条 本規程表彰候補推薦のための基準は別に定める。

第13編 個人情報

第256条 本協会は、法令等（個人情報保護法、政令、個人情報保護委員会規則および同委員会のガイドライン等、本協会の個人情報の取扱いに適用があるもの）及び、別途定める本協会個人情報保護関連規程等に基づき、個人情報を適正に取扱う。

第14編 改正

（改正）

第257条 本規程の改正は、理事会の議決を得て行う。

第15編 附則

（施行）

第258条 本規程は、●年●月●日から施行する。